

再公示：

次の案件については、8月28日に公示しましたが、契約交渉相手方が選定できなかったため、再公示します。

番 号：130843

国 名：スーダン

担当部署：産業開発・公共政策部産業貿易第一課

案件名：貿易促進アドバイザー

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：貿易促進アドバイザー
- (2) 格 付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2013年11月上旬から2015年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.20M/M、現地 6.47M/M、合計 7.67M/M
- (3) 業務日数：準備期間 第1次派遣 国内作業 第2次派遣 国内作業
5日 30日 4日 25日 5日
第3次派遣 国内作業 第4次派遣 国内作業
49日 5日 45日 3日
第5次派遣 整理期間
45日 2日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。条件については10特記事項に記載しています。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：10月16日(12時まで)
- (4) 提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：
 - 1) 業務方針の的確性 6点
 - 2) 業務方法の整合性、現実性等 12点
 - 3) 当該業務実施上のバックアップ体制 2点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - 1) 類似業務^{注1)}の経験 40点
 - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域^{注2)}での業務経験 8点
 - 3) 語学力^{注3)} 16点
 - 4) その他学位、資格等 16点

(計100点)

注1) 類似業務：貿易促進に係る各種業務

注2) 対象国／類似地域：スーダン／全途上国

注3) 語学の種類：英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

スーダンは、2011年7月の南スーダンの分離独立により石油収入が激減したことにより、経済成長が急減速し、対外収支及び財政収支が大幅な赤字に陥った状況にある。こうした背景の中、輸出振興による対外収支の改善は、同国の経済・社会の安定的な発展にとって喫緊の課題となっている。

この対策として、スーダン政府が2012年に策定した3ヶ年経済安定化プログラムでは、非石油産品（金、鉱物資源、家畜、野菜、植物油、飼料、および工業製品）、特に、同国労働人口の50%、国内総生産の35%を占める農業セクターから産出される農産品や同加工製品の輸出振興を重要と位置づけている。

一方、スーダンの産業の問題点として、原料や一次産品のままの輸出が多く付加価値が低いこと、国内の生産コスト（電力、輸送費、人件費など）が高いこと、海外市場（特に欧米）への販路開拓が遅れていることが、以前から指摘されている。輸出振興のためには、これらの課題を解決することが必要であるが、農業セクターを含む現地民間産業において、付加価値・生産性・品質の向上や市場・顧客ニーズへの対応に関する意識は全般的に低く、また、そのための技術面・経営面における能力も不足している。

このような背景の下、貿易振興を担う貿易省及び関連機関において、民間産業の能力向上及び海外市場とのチャネル強化を図るための施策の計画・実施能力を強化することが必要となっている。

なお、同分野における協力を検討するために、JICAは2012年3月～7月に、スーダンの貿易投資及び関連する分野の情報を整理し、概況を把握するとともに、貿易投資促進に係る課題・ニーズ等を分析することを目的として、スーダン国「貿易・投資促進のための基礎情報収集・確認調査」を実施した。同調査において、輸出成長力が高い業種・産品として、農産・畜産品（ガムアラビック、ゴマ、綿花、カルカデ、生鮮野菜・果実、羊・ヤギ、ラクダ）、農産加工品（食用油、砂糖、牛肉）、鉱産品（金）、工業製品（ジュース類、綿糸、綿布、皮革、鉄筋材、水道用パイプ、化粧品、食品、薬等）が指摘されている。

7. 業務の内容

本業務は、スーダンの貿易促進のため、貿易省をC/P機関とし、同省の情報収集分析・発信能力の強化及び輸出振興・企業支援サービスの改善を通じて、同省の計画・実施能力を高めることを目的としている。

本業務では、同国の主要貿易産品及び輸出ポテンシャルのある産品（以下潜在産品）の日本及び第三国における取引拡大・参入の可能性について情報収集・分析を行い、C/Pとともに、第三国において市場調査及びスーダン産品紹介セミナーを实

施する。第三国調査と第三国セミナーの対象国は同一とする。コンサルタントはプロポーザルにおいて第三国調査・セミナーの対象国（案）を提案すること。また、スーダンにおいても生産者・企業向けのセミナーを開催する。なお、両セミナーともに半日、約100名を対象として開催することを想定する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間（2013年11月上旬）
 - ア スーダンの主要貿易产品及び潜在產品について既存資料を収集・分析する。
 - イ スーダンの主要產品及び潜在產品の日本市場における取引状況及び今後の参入の可能性について関係者（商社等）から情報収集を行う。
 - ウ 現地での活動計画、C/P機関への指導内容及び工程（案）を記載したワーク・プラン（和文・英文）、を作成し、監督職員に提出・説明する。
- (2) 第1次派遣期間（2013年11月中旬～12月中旬）
 - ア ワーク・プラン（英文）を基に、C/P及びJICAスーダン事務所と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
 - イ スーダンの主要貿易產品及び潜在產品に関する同国内の生産・流通・輸出に関する現状調査を行う。なお、同調査においては調査補助員の備上及び活動経費につき、100万円を上限として認めますので、調査内容・方法について提案ください。なお、経費の取り扱いについては9.（2）臨時会計役の委嘱を参照ください。
 - ウ 貿易省の輸出振興策、企業向け支援サービスの内容及び方法、国際市場における情報収集分析と発信能力について把握する。
 - エ スーダンと他国との貿易協定等を把握する。
 - オ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICAスーダン事務所及びC/P機関に説明・報告を行う。
- (3) 第1次国内作業（2014年1月中旬）
 - ア 第1次派遣調査の結果を取りまとめ、監督職員に報告する。
 - イ スーダンの主要產品及び潜在產品の日本市場における取引状況及び今後の参入の可能性について関係者（商社等）から追加情報の収集を行う。
- (4) 第2次派遣期間（第三国調査を含む）（2014年2月中旬～3月中旬）
 - ア 主要貿易產品及び潜在產品への他の関係省庁による支援策を把握する。
 - イ 主要貿易產品及び潜在產品のターゲット市場についてC/Pと協議・確認する。
 - ウ C/Pとともに第三国における市場調査の対象国及び調査内容を検討・計画する。
 - エ C/P（2名程度を想定）とともに第三国における市場調査を実施する。（市場概況、スーダンの主要貿易產品の取引状況等）
 - オ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICAスーダン事務所及びC/P機関に説明・報告を行う。
- (5) 第2次国内作業（2013年4月上旬）
 - ア 第2次派遣調査の結果を取りまとめ、監督職員に報告する。
 - イ 第三国において開催するスーダン産品紹介セミナーの準備を行う。
- (6) 第3次派遣期間（第三国調査を含む）（2014年5月上旬～7月上旬）
 - ア 主要貿易產品及び潜在產品のターゲット市場の調査結果についてC/Pと分析する。
 - イ C/Pと第三国において開催するスーダン産品紹介セミナーの準備を行う（セミ

- ナー会場の確保、セミナー用資料の作成等)。
- ウ C/Pと第三国においてスーダン産品紹介セミナーを開催する。(スーダンの主要産品及び潜在産品等の販促、スーダンのビジネス環境の紹介を予定)
 - エ 貿易省の情報収集分析・発信能力の改善、企業向け支援サービスの内容及び方法に関する提言を取りまとめ、改善を実現するためのアクションプラン(主に上記主要・潜在産品、ターゲット市場向け)を策定する。
 - オ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICAスーダン事務所及びC/P機関に説明・報告を行う。
- (7) 第3次国内作業 (2013年9月上旬)
- ア 第2次派遣期間の結果を取りまとめ、監督職員に報告する。
 - イ 日本国内において、C/Pと主要貿易産品及び潜在産品の紹介セミナーを準備し、開催する。
- (8) 第4次派遣期間 (2014年10月上旬～11月下旬)
- ア アクションプランに基づいた活動を支援する(C/Pが行うウェブサイト作成、パンフレットの作成など広報活動等)。
 - イ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICAスーダン事務所及びC/P機関に説明・報告を行う。
- (9) 第4次国内作業 (2013年12月上旬)
- ア 主要貿易産品、潜在産品業界を対象とした海外マーケティングに係るスーダン国内の生産者・企業の理解向上を目的としたセミナーを準備する。
- (10) 第5次派遣期間 (2014年1月中旬～3月上旬)
- ア 主要貿易産品、潜在産品業界を対象とした海外マーケティングに係る生産者・企業向けのセミナーを実施する。
 - イ 貿易省の情報収集分析・発信能力の改善、企業向け支援サービスの内容及び方法に関する提言を取りまとめ、改善を実現するためのアクションプランのリバイズをC/Pと共に行う。
 - ウ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICAスーダン事務所及びC/P機関に説明・報告を行う。
- (11) 帰国後整理期間(2015年3月中旬)
- ア 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン(英文4部)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

(2) 現地業務結果報告書(各回につき英文4部)

記載項目は以下のとおり。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

1) 業務の具体的内容

2) 業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書(和文2部)

記載項目は以下のとおり。

- 1) 業務の具体的内容（提言・アクションプランを含む）
- 2) 業務の達成状況
- 3) 業務実施上遭遇した課題とその対処
- 4) 業務実施上での残された課題
- 5) その他

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

また第3国調査については調査地未定であるもののハルツーム⇒パリ⇒ハルツームにかかる経費を見積書（旅費）に計上下さい。契約締結後に対象国が変更となった場合は、コンサルタントに各種変更手続きを実施頂きますが、変更に伴い発生する経費については精算対象となります。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については当機構スーダン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約に含みませんので見積書への記載は不要です）

- ・車両関係費
- ・資料作成費
- ・セミナー開催経費
- ・調査補助員傭上費及び活動経費
- ・C/P外国出張旅費（第3国及び本邦）

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受け取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は「善良な管理者の注意業務」をもって経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 現地業務日程

なお、7. 記載の各工程の時期（カッコ内）は例示であり2015年3月下旬までに終了する範囲においてコンサルタントからの提案が可能。但し、以下を条件とする。

- ①渡航回数は計5回とする
- ②国内・現地MMは、2. (2) 記載のMMを上限とする。

(2) 当機構スーダン事務所による便宜供与事項は次の通りです。

- ①空港送迎 あり
- ②宿舎手配 あり
- ③車両借上げ（スーダン国内）

(3) 参考資料

- 1) 本業務に関しては以下の資料をJICA図書館蔵書検索 (<http://libopac.jica.go.jp/>) で検索の上、PDF（公開）を参照ください。
 - ・ スーダン国「貿易・投資促進のための基礎情報収集・確認調査」（平成24年7月）（JICA）
- (4) その他
 - 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。
 - 2) スーダン国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守し、十分な安全対策措置を講じることとする。

以上